

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	福祉医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

丹波市は、福祉医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

丹波市長

公表日

令和8年8月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療に関する事務
②事務の概要	1. 事務の概要 丹波市福祉医療費助成条例(平成16年丹波市条例第106号)、丹波市福祉医療費助成条例施行規則(平成16年丹波市規則第54号)、丹波市こども医療費助成事業の実施に関する規則(平成22年丹波市規則第39号)、丹波市高齢重度障害者医療費助成事業取扱要綱(平成18年丹波市告示第144号)、丹波市精神障害者医療費助成要綱(平成16年丹波市告示第91号)に基づき、高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、こども、母子家庭の母子、父子家庭の父子、遺児又は精神障害者に対し、医療費の助成を行う。 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 (1) 福祉医療費等の支給に係る申請の申請書の受理、その申請に係る事実審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 福祉医療費受給者証等の交付及び更新に係る申請書の受理、その申請に係る事実審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) 福祉医療費受給者証等の交付を受けた者の住所、氏名又は加入する医療保険等の変更に係る届出の受理、その届出に係る事実審査又はその届出に対する応答に関する事務 3. Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 (1) 情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 (2) 住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 (3) 住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	①医療費助成システム ②宛名システム ③番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ④中間サーバ ⑤Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
①宛名特定個人情報ファイル ②福祉医療特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ②丹波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1 第2の項、第3の項、第4の項、第5の項 ③丹波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則第2条 別表第1 第2の項、第3の項、第4の項、第5の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第11号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	丹波市 健康部 健康課
②所属長の役職名	健康課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 健康部 健康課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 健康部 健康課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を行うことを厳守しており、また、人手が介在する局面においては複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、「対象者以外の情報」や「必要な情報」以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の両面から講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月22日	新規	なし	各項目ごとに入力	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関による担当部署 ①部署	丹波市 生活環境部 市民課	丹波市 健康部 健康課	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関による担当部署 ②所属長の役職名	市民課長	健康課長	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに 関する問合せ	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 生活環境部 市民課	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 健康部 健康課	事前	
令和7年4月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和7年4月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和7年3月1日時点	事前	
令和7年4月1日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和7年3月1日時点	事前	
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策 は十分か	—	十分である	事前	
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を行うことを厳守しており、また、人手が介在する局面においては複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	
令和7年4月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	1) 目的外の入手が行われるリスク対策	事前	
令和7年4月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事前	
令和7年4月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	—	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、「対象者以外の情報」や「必要な情報」以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の両面から講じている。	事前	
令和8年8月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	1. 事務の概要 丹波市福祉医療費助成条例(平成16年丹波市条例第106号)、丹波市福祉医療費助成条例施行規則(平成16年丹波市規則第54号)、丹波市子ども医療費助成事業の実施に関する規則(平成22年丹波市規則第39号)、丹波市高齢重度障害者医療費助成事業取扱要綱(平成18年丹波市告示第144号)、丹波市精神障害者医療費助成要綱(平成16年丹波市告示第91号)に基づき、高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、子ども、母子家庭の母子、父子家庭の父子、遺児又は精神障害者に対し、医療費の助成を行う。 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 (1) 福祉医療費等の支給に係る申請の申請書の受理、その申請に係る事実審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 福祉医療費受給者証等の交付及び更新に係る申請書の受理、その申請に係る事実審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) 福祉医療費受給者証等の交付を受けた者の住所、氏名又は加入する医療保険等の変更に係る届出の受理、その届出に係る事実審査又はその届出に対する応答に関する事務	1. 事務の概要 丹波市福祉医療費助成条例(平成16年丹波市条例第106号)、丹波市福祉医療費助成条例施行規則(平成16年丹波市規則第54号)、丹波市子ども医療費助成事業の実施に関する規則(平成22年丹波市規則第39号)、丹波市高齢重度障害者医療費助成事業取扱要綱(平成18年丹波市告示第144号)、丹波市精神障害者医療費助成要綱(平成16年丹波市告示第91号)に基づき、高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、子ども、母子家庭の母子、父子家庭の父子、遺児又は精神障害者に対し、医療費の助成を行う。 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 (1) 福祉医療費等の支給に係る申請の申請書の受理、その申請に係る事実審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 福祉医療費受給者証等の交付及び更新に係る申請書の受理、その申請に係る事実審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) 福祉医療費受給者証等の交付を受けた者の住所、氏名又は加入する医療保険等の変更に係る届出の受理、その届出に係る事実審査又はその申請に対する応答に関する事務 3. Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 (1) 情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 (2) 住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 (3) 住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和8年8月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①システムの名称	①医療費助成システム ②宛名システム ③番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ④中間サーバ ⑤Public Medical Hub (PMH)	①医療費助成システム ②宛名システム ③番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ④中間サーバ ⑤Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和8年8月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用 停止請求 請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 ふるさと創造部 総合政策課	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 健康部 健康課	事前	
令和8年8月3日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年3月1日時点	令和8年8月1日時点	事前	
令和8年8月3日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年3月1日時点	令和8年8月1日時点	事前	